

# お年寄りにより良い介護を とどけたい!



ヘルパーに  
働き続けられる  
賃金・労働条件を

介護保険で  
働くヘルパーは  
労働者  
なのに

1年間で  
ヘルパー・介護職員の  
5人に1人が  
やめていきます……

## 労働組合に入って「安心」をあなたの手に

「低すぎる賃金・労働条件を何とかしよう」、「ひとりぼっちのヘルパーをなくそうと」、各地でヘルパーの労働組合が作られています。東京ではヘルパーステーションで労働組合を結成し、65歳だったヘルパーの定年制を廃止。自転車修理代の事業所負担も勝ち取りました。またスキルアップのための学習会も開いています。

支部長でヘルパーのYさんは語ります。「組合を作ってからヘルパーはとても仲がよいです。仕事が終わっても事業所に集まり、お茶を飲みながらしばらく語り合い、にこにこ満足して、お互い元気をもらって帰宅していきます」そして73歳の組合員は「組合ができて一番よかったのは『安心』をもらったこと」と答えています。

## 支払われていますか？

ヘルパーの移動時間など  
無給の事業所が多い (%)

賃金の支払い	応じて支払っている	おおもね時間におおむね時間に応じて支払っている	定額で支払っている	支払っていない	無回答
移動時間	33.8	14.8	33.9	17.5	
待機・準備時間	30.6	8.4	42.0	19.0	
書類作成時間	42.6	12.7	28.7	16.6	
ミーティング時間	49.1	19.0	18.8	13.1	

(注) 非正社員・時間給者のいる事業所1211カ所を調査。  
介護労働安全センター報告書(2004年3月)

あの笑顔  
もう見られない  
のかネ〜



ヘルパー・介護労働者の離職率は20.2%と  
全産業平均16%を大きく上回っています。

ヘルパーの要求実現のため手をつなぎましょう

**全労連・ヘルパーネット**

一人でも入れる労働組合があなたのまちにもあります。

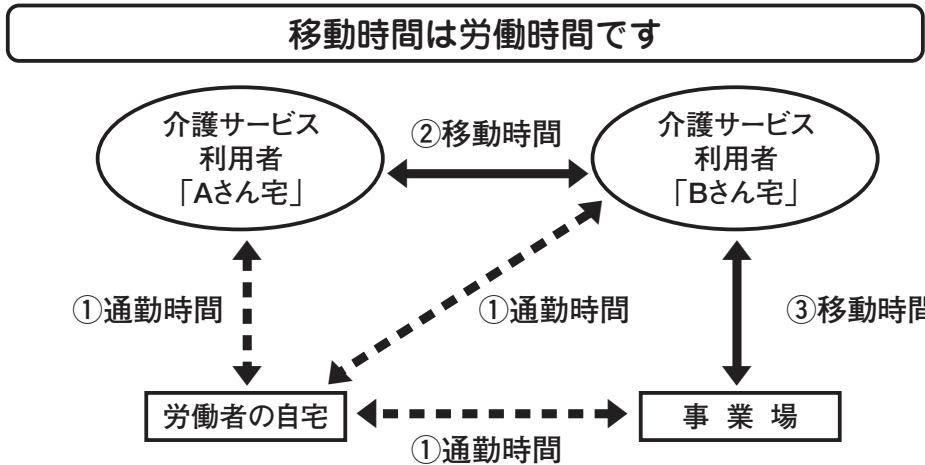
**0120-378-060**

相談無料・秘密厳守 2007.2



# ヘルパーは労働者 ..... 権利があります

厚生労働省は2004年8月27日「訪問介護労働者法定労働条件確保について」を出しました。その中で介護保険で働く労働者は労働基準法の労働者として以下の時間にも賃金を払うことを求めました。



移動時間とは、事業場、集合場所、利用者宅の相互間を移動する時間をいい、この移動時間は、労働時間に該当します。なお、通勤時間（上の例では①）はここでいう移動時間には該当しません。他にも業務作成報告書の作成時間や待機時間、研修時間も労働時間として、最低賃金を下まわらない賃金の支払いが必要です。

あなたの事業所は法律違反していませんか？

## 事業主のみなさん いっしょに介護報酬の 改定を求めましょう



今、多くの事業所で、求人を出してもヘルパーが集まらない状況が続いています。また、直行直帰と細切れ介護はヘルパーから働く喜びを奪っています。

介護分野によりよい人材を得るためには労働条件の整備が必要不可欠ですが、厚労省は8・27通達を出しながら、介護報酬にその分の賃金算定をしていないことを明らかにしました。次の報酬改定は2009年4月です。サービス以外の時間にも賃金を払うことのできる介護報酬を求めともに運動しましょう。

# 8・27通達

# を知っていますか？

厚生労働省

「訪問介護労働者法定労働条件の確保について」

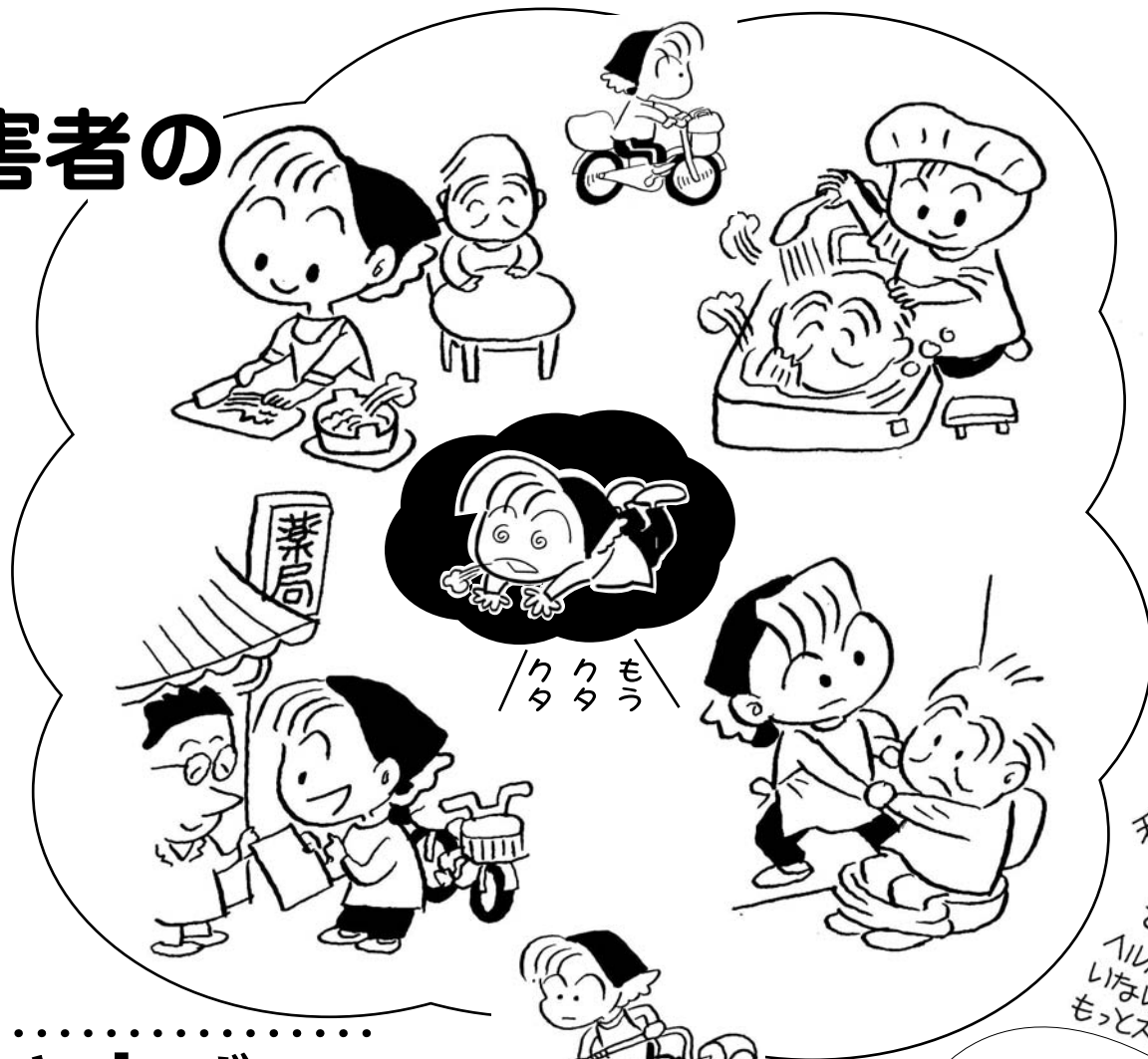
一人でも入れる労働組合があなたの街にもあります 相談無料 秘密厳守  
**全労連・ヘルパーネット ☎0120-378-060**

# ヘルパーは、 お年寄り、障害者の 生活を地域で 支えています

ホームヘルパーはお年寄りや障害を持った方の生活を援助し、いきいきとした暮らしを支えています。

非常に複雑で質の高い仕事にもかかわらず、多くが月給10万円以下の低賃金で直行直帰の「登録型」という大変不安定な働き方をしています。地域の老後の安心はヘルパーの質にかかっています。

ヘルパーが働き続けられる賃金・労働条件にするためには、介護保険の国庫負担を増やし、介護報酬を引き上げることが必要です。



高齢者・障害者の  
ヘルパー利用の  
自己負担をなくして

介護保険も  
利用料もタイン

ども  
ヘルパーさん  
いないと  
もっと大変

## 介護報酬の引き上げで 社会的役割にみあった賃金・労働条件を

利用者さんもヘルパーも  
**安心の介護を**

ヘルパーの要求実現のため手をつなぎましょう

**全労連・ヘルパーネット**

一人でも入れる労働組合があなたのまちにもあります。

**0120-378-060**

相談無料・秘密厳守 2007.2